

令和8年第3回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和8年3月23日（月） 午前10時30分 開会

場 所 東近江市役所 東D会議室（東庁舎）

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	神寄 由紀美
教育委員	青地 弘子	教育委員	沖田 行司
教育委員	山本 一博	教育部長	福井 健次
こども未来部長	井口 みゆき	教育部次長	堀 喜博
管理監（学校教育担当）	澤 英幸	管理監（図書館担当）	松野 勝治
管理監（幼児担当）	中村 淳子	教育総務課長	深見 勝
校務支援室長	松本 良恵	生涯学習課長	片山 晴紀
学校給食センター所長	鎌倉 厚徳	教育研究所長	田中 慶希
幼児課長	辻 温	学校教育課参事	中山 温子
学校教育課主幹	磯崎 信一郎	事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子

以上20名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、令和8年第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第2回定例会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。
会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、会議録について、承認いただきましたので、「沖田委員」と「神寄委員」には後ほど署名をお願いいたします。
なお、今回の第3回定例会の会議録署名委員は、「青地委員」と「神寄委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。
それでは、次第に従い、進めさせていただきます。
「1報告」です。はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。
教育委員の皆様、教育委員会事務局管理職の皆様には、中学校の卒業式に続き、幼稚園・幼児園の卒園式、小学校の卒業式に御臨席いただき、誠にありがとうございました。
私は、先週の小学校の卒業式では御園小学校に列席いたしました。厳粛な中にも、熊倉校長先生をはじめ、担任の先生方、卒業生、在校生の声が響き合う、温かく心のこもった式であり、大変印象深いものでした。
今年の小学校の卒業生は、コロナ禍による休校の中で入学してきた子供たちです。私は、その事実と式辞の文案に目を通すまで思い至りませんでした。市内で感染者が確認され、春休みまでとしていた休校期間を新年度も継続するとの判断を行ったのが、私自身であったと

改めて思い起こしました。

決して誤った判断であったとは考えていませんが、そうした様々な思いが重なり、子供たちの元気な呼びかけの言葉を聞きながら、胸が熱くなりました。

コロナ対応においては、正解も確たるエビデンスもない中で、数多くの判断を迫られました。政府からの休校要請への対応、市内での感染者確認に伴う休校の継続や再開時期の判断、登校を控えるべき病状の基準、学級閉鎖の基準、学習の遅れへの対応、更には部活動や修学旅行、運動会など学校行事への対応など多岐にわたります。

また、学童保育所の指導員が、臨時休校期間中の対応で大変苦勞をされ、新年度以降の休校継続への対応が難しい状況となる中、学校においても子供たちの居場所づくりに尽力いただきました。

一つ一つに悩みながら教育委員会として決断してきた日々が思い起こされます。その中の一つが、先ほど申し上げた、新年度も休校を継続するという判断でした。各学校においても様々な判断と対応をしていただきました。

そうした中で、子供たちは多くの皆様に支えていただき、コロナ禍に屈することなく立派に成長し、巣立っていきました。心から感謝申し上げます。

さて、令和2年4月1日から6年間にわたり教育委員をお務めいただき、本年3月31日付けで退任されます沖田行司先生に心から感謝申し上げます。

初めてお会いした時から大変気さくに接していただき、長きにわたり温かくお付き合いいただきました。また、教育委員会での議論においては、様々な課題をふかんに捉え、的確な御意見を数多くいただきました。

今後もびわこ学院大学の学長として御活躍されるとのことですので、引き続き御指導を賜りますとともに、教育委員会にもお立ち寄りいただければ幸いに存じます。

そして、私も本年3月31日をもって退任することとなりました。振り返りますと、3期9年という長きにわたり教育長という重責を務めさせていただくことができましたのは、ひとえに教育委員の皆様、事務局職員の皆様の御支援の賜物であり、心から感謝申し上げます。

9年前を振り返りますと、行政経験しか持ち合わせていない私に、教育長という重責が務まるのかという不安の中での就任でした。皆様の目に、私の教育長としての姿がどのように映っていたのか、今でも少し気になるところです。

就任当時に掲げた課題は三つ、子供たちの学力向上、教職員の不祥事防止と信頼回復、そして教職員の働き方改革です。しかしながら、この9年間で教育を取り巻く環境は大きく変化しました。いじめ重大事態への対応、不登校児童生徒の増加、1人1台端末の時代の到来、そして新型コロナウイルス感染症への対応などです。

私は、平成17年の東近江市誕生以降の21年間のほとんどを教育委員会で過ごし、最後の9年間、教育長を務めさせていただきました。平成26年からの2年間のこども未来部長時代を含め、子供たちが不確実な時代を生き抜く力を身に付けられるよう、全力で取り組んできました。

教育委員会事務局で最初に担当したのは、全校児童数が1,000人に迫る八日市南小学校の適正規模化と2校の校舎新築、そして児童数の減少が著しかった政所小学校と甲津畑小学校の山上小学校への統合でした。

以来、校区再編と学校施設の整備に取り組んでまいりました。教育長就任後も、能登川南小学校区の開発区域の拡大を見据えた校区再編や能登川北小学校と能登川東小学校の統合

教育長

に向けた方向付けを行うことができました。また、本年3月18日には永源寺中学校の改修工事が竣工いたしました。

多くの仕事をやり遂げたという達成感がある一方で、積み残した課題も少なくありません。とりわけ、児童生徒数の急激な減少に伴う学校の適正規模化につきましては、十分な見通しを立てることができていません。

しかし、この課題は、教育委員会だけで解決できるものではないと思っています。どうか教育委員の皆様、事務局職員の皆様におかれましては、知恵を結集し、子供たちの学びの場としてふさわしい教育環境の整備に引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。

昨今の国際情勢の不安定さを目の当たりにすると、子供たちの未来がどのような方向へ向かうのか、大きな不安を感じています。子供たちの未来が明るいものであることを心から願い、その思いを胸に、これまでの全ての御支援に深く感謝申し上げ、私の退任に当たっての挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

それでは、教育部長からお願いします。

(教育部長報告)

教育部長

皆さん、こんにちは。教育部長の福井です。

委員の皆様には、お忙しい中、市内小中学校の卒業式に御臨席を賜り厚くお礼を申し上げます。

私は、能登川北小学校の卒業式に参列しました。卒業生は男子4名、女子7名と大変少ない人数ではありましたが、入場や卒業証書授与の動作もメリハリがあり、先生方の御指導のもと何度も練習されたのだと感じました。

別れの言葉も人数が少ない分、何度もセリフがあるのですが、誰一人詰まることなく、在校生とのかけあいもあり、大変素晴らしい式典でした。

それでは、私からは3月議会の報告をさせていただきます。

教育部に対して、代表質問は3会派、一般質問は6名、計9名の議員から質問をいただきました。

答弁内容は、お配りしている資料のとおりですが、主な答弁について御報告いたします。

市民クラブからの代表質問では、大橋議員から令和8年度予算編成に当たっての市長の所信表明について、通級指導教室、企業版ふるさと寄附を活用したICT教育の推進について質問がありました。市長答弁で通級指導教室は、市長就任後の10年間で小学校5教室、中学校3教室を新設、現在は小学校9教室、中学校3教室の計12教室を設置しており、新年度も小学校1教室を増設する予定であり、小学校は2校に1教室、中学校は3校に1教室となる。教室が増えることでより多くの児童生徒を受け入れることができ、指導者の学校巡回などで通室が困難だった児童生徒にも、丁寧な指導ができるものと期待をしていると答弁されました。

また、ICT教育推進については、少子高齢化による生産人口の減少が進行する中、あらゆる場面でICTやDXの利活用により生産性の維持、向上が求められており、義務教育の段階から、タブレット等を効果的に活用できるように、教員や子供が新しい知識や技術の習得を目指す必要があると答弁されました。

プログラミング教育は、単なる技術習得ではなく、子供たちがこれからの社会を生きるた

教育部長

めに必要な論理的思考力、課題解決力、そして創造性を養うために必要と考えている。子供たちには、情報活用能力の向上によって、予測の難しい社会の中で身近な問題の解決に主体的に取り組み、よりよい社会を築いていこうとする意識を身に付けてほしいと考えているが、デジタル社会をより力強く生き抜くためには、ICTの利便性だけではなく、「情報モラル」の習得が必要で、学校教育においては、この二面性について重く受け止め、適切な指導を進めることがICT活用の進化に資すると考えると答弁されました。

一般質問では、安田議員から滋賀体験の日、ラーケーションについて質問があり、教育長が答弁されました。

今年度は、「大阪・関西万博」や「国スポ・障スポ」が開催されたことから、子供たちにとって貴重な学びの場となると考え、本市においても県が設けた「滋賀・体験の日」に準じた取組をその期間に限定して行い、学校外での体験活動については、これまでどおり部活動や地域クラブ等の大会や発表会など質の高い教育内容に係るものは欠席扱いとしないこととなっているため、校長が個別に判断し対応していく。また、ラーケーションは、保護者の同伴が前提となることから、少なくとも県域レベルで保護者の働き方改革も含めての議論が進められるべきである。本市では单元ごとの授業づくりを基本に進めており、途中の授業を欠席したときの補習については困難な状況が生まれることもあることから、現在のところ導入する予定はないと答弁しています。

また、山本議員からは、GIGAスクールについて、7点の質問がありました。タブレット端末を活用することで、児童生徒が調べる・まとめる・表現する・協働するなどを効果的に行うとともに、自分の考えを即時に共有したり、動画やシミュレーションを用いて視覚的に理解を深めたりするなど、学習の質の向上に成果が見られることや、情報モラルや依存の問題については、フィルタリング等の技術的制限に加え、教育委員会の指導主事による出前授業や全小中学校で「情報モラル教育」を計画的に実施しており、家庭との連携が重要と考え、利用に当たってのルール作りを提案するなどし、保護者の協力もいただいている。新年度予算では企業版ふるさと納税を活用し、学校やPTAにおける情報モラルや依存対策に係る研修の拡充を計画している。と答弁いたしました。

また、16日には福祉教育こども常任委員会が開催され、令和8年度予算を中心に各議案の審査が行われました。

答弁の内容は、本日の資料に添付しておりますので御確認をお願いいたします。

以上が3月議会の報告です。

教育部からの報告は以上です。

教育長

ありがとうございました。続いてこども未来部から報告をお願いします。

(こども未来部報告)

こども未来部長

皆様こんにちは。こども未来部長の井口です。

こども未来部からは2点報告させていただきます。

1点目、去る3月17日、市立認定こども園等において修了証書授与式を挙行し、579名(幼稚園59名、認定こども園520名)が修了しました。教育委員の皆様には大変お忙しい中、御出席いただき感謝申し上げます。式では、子供たちが園長から堂々と修了証書を受け取る姿、大きな声でお別れの言葉や歌を歌う姿を見ていただけたのではないかと思います。

こども未来部長	<p>4月からは小学生です。今まで以上に様々な経験をし、たくましく成長してくれることを期待しているところです。</p> <p>2点目、3月市議会定例会の代表質問及び一般質問の内容等について御報告させていただきます。</p> <p>こども未来部には、代表質問は3会派3名、一般質問は3名の議員から御質問いただきましたので主なものを紹介します。</p> <p>代表質問で、大橋議員からは、第3次東近江市総合計画の政策1の「安心して子供を産み、健やかに育てることができるまち」に基づき、本市の未来を創る「子育て・教育」について、若者によるにぎわいの場の創出について、待機児童解消に向けた「3歳未満児」の受け入れ拡大について御質問をいただきました。若者によるにぎわいの場の創出事業については、目的と事業に対する思いについて質問され、本市では、高校生や大学生年代の若者が安心して自由に過ごすことができる場所がないため、これを開設することで居場所をつくとともに、若者のにぎわいを取り戻し、豊かな歴史文化の次世代への継承が図れることを期待して取り組むものと答弁しました。</p> <p>そのほか代表質問は、田郷議員から学童保育所の改修要望の対応について、0歳児から2歳児までの保育料無償化、保育・幼児施設の給食費無償化について、吉坂議員からは、学童保育所の保護者が安心する環境づくり、若者によるにぎわいの創出事業と住み続けたい地域づくり交付金事業との違い及び効果について、施設運営支援アプリ「コドモン」の導入についての御質問をいただきました。</p> <p>一般質問では、西澤議員、澤居議員、松本議員から御質問をいただきました。その中で、松本議員からは、高校入学以降の支援体制について質問されました。義務教育終了後の相談体制についての御質問については、本市ではこども相談支援課や少年センターが相談・支援を行っており、相談は、相談者も相談内容も様々であることから、どちらに相談があった場合でも情報を共有し、対応していることを答弁しました。また、義務教育終了後の支援体制についての御質問については、これまでからも相談内容に応じて適切な関係機関につないでいくなど対応してきたところであり、今後も個々の状況に合わせて丁寧に対応していきたいと考えていると答弁しました。</p> <p>以上、こども未来部からの報告とさせていただきます。</p>
教育長	各部から報告がありましたが、御意見、御質問等はございませんか。
山本委員	こども未来部長の報告にありましたが、認定こども園では、「卒園式」ではなく「修了証書授与式」と呼ぶのが正式なのでしょうか。
管理監（幼児担当）	保育園では「卒園式」とされていますが、東近江市立は幼稚園と認定こども園のみとなっているため「修了証書授与式」としています。
教育部長	小中学校の卒業式も正式には「卒業証書授与式」と呼びます。
教育長	よろしいでしょうか。 それでは、続きまして「2議案」に移ります。

教育長

「議案第3号 令和8年度東近江市教育行政基本方針について」担当課から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課の深見です。よろしく申し上げます。

「議案第3号 令和8年度東近江市教育行政基本方針について」説明します。

資料を御覧ください。

教育行政基本方針につきましては、令和4年3月に策定しました第2期東近江市教育振興基本計画に基づき推進施策を総合的かつ体系的に実施するため、毎年、定めているものです。

それでは、冊子を御覧ください。はじめに、本市では自己実現、思いやり、社会貢献を基本目標に掲げ、その実現に向けて取組を行っておりますが、「未来を拓く心豊かでたくましい人」へと子供たちを育むため、教育行政を推進していくという教育長のコメントを掲載しています。

続いて、1ページから17ページにつきましては、第2期教育振興基本計画から抜粋した基本方針及び推進施策を記載しています。

今回、令和7年度から追記、修正しました箇所を説明いたします。

まずは、16ページの(7)生涯スポーツの振興の部分です。

①の生涯を通じてスポーツに親しむ機会の充実につきまして、最後に、中学校部活動の地域展開について追記をいたしました。

また、②の多様なスポーツ施設の充実の3点目、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会につきましては、大会が終了したことを受けまして今後に向けた取組についての記載に修正をしております。

なお、国スポ・障スポに関しましては、次の17ページ、③の市民のスポーツ意識の高揚の1点目も同様に修正をしております。

さらに、最後に令和9年度に関西で開催されますワールドマスターズゲームズについて追記をいたしました。

以上が、推進施策にかかる昨年度からの変更内容となります。

18ページから22ページにつきましては、令和8年度主要事業の概要をまとめており、事業名、概要、第2期教育振興基本計画に基づく施策体系、令和8年度及び令和7年度の当初予算額、事業の方向性、担当課を記載しています。

こちらは、令和8年度の事業の方向性で拡大または縮小の事業について説明します。

まずは、番号2教育総務管理事業は拡大としています。こちらは、学校労務業務を民間委託しますのでその委託料が計上されています。こちらの一覧表には、人件費は含まれておりませんので、委託料分がそのまま増額となります。また、そのほかにも、第3期東近江市教育振興基本計画の策定や学校適正規模の検討に係る協議会の立上げを予定しています。

続いて、番号20校務支援事業につきましては、タブレットの更新が完了したことから縮小としています。

番号24中学校教育振興事業につきましても、デジタル教科書整備の完了したことから縮小としています。

番号28教育研究所運営事業につきましては、郷土学習資料集「わたしたちの東近江市」の改定事業が終了しましたので、縮小としています。

番号34生涯学習推進事業につきましては、番号36文化振興施設管理運営事業に含まれて

教育総務課長

いたライフロング事業をこちらに移しましたので、相殺する形となっております。

番号 43 児童福祉推進事業につきましては、令和 8 年度から「若者によるにぎわいの場事業」などの事業に新たに取り組むことから拡大としております。

番号 45 保育推進事業につきましては、乳幼児等通園支援事業を開始することから拡大としております。

番号 67 スポーツレクリエーション推進事業につきましては、3 年ぶりにドラゴンカヌー大会を開催します。また、小学校親子対象のカヌー体験教室を新たに実施することから拡大としております。

番号 69 競技スポーツ推進事業につきましては、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西大会の開催に伴い、拡大としております。

番号 71 スポーツ施設管理運営事業につきましては、施設の指定管理料の増額に伴い拡大としております。

番号 72 スポーツ施設整備事業につきましては、予算額がゼロとなっておりますが、令和 7 年度は骨格予算であったため 6 月補正で事業費を計上しております。また令和 8 年度は、7 年度からの繰越予算で事業を実施いたします。

番号 73 国スポ・障スポ大会推進事業と番号 74 国スポ・障スポ競技会場施設整備事業につきましては、いずれも事業が終了しましたので廃止としております。

最後に、23 ページから 25 ページにつきましては、第 2 期教育振興基本計画推進施策に対応する事業を一覧表にまとめたものとなっております。

説明は以上です。

御審議の程、よろしく願いいたします。

教育長

説明は終わりました。この件について御意見、御質問等ございませんか。

山本委員

昨年度と比較して、令和 8 年度主要事業の概要には教育総務管理事業に新しい項目が二つ挙がっています。特に市立学校適正規模の検討については、大きな課題ですので、推進施策の文言にも反映した方が良いのではないかと思います。

教育総務課長

御意見をいただきありがとうございます。文言につきましては、事務局で検討したいと思います。

教育長

他によろしいでしょうか。

それでは、御指摘いただいた点について、修正を加えることとし、「議案第 3 号令和 8 年度東近江市教育行政基本方針について」は原案のとおり承認いただきたいと思います。

各委員

(異議なし)

教育長

ありがとうございます。

次に、「議案第 4 号東近江市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」担当課から説明をお願いします。

学校教育課参事

学校教育課参事の中山です。よろしく申し上げます。

「議案第4号東近江市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」説明します。

改正の理由として、第4条中第3項（職員の着任届の提出）、第23条（出勤状況報告書）、第24条（児童生徒出席状況報告書）については、現在県への提出がなくなっていることから削除するものです。これに伴い様式第2号、様式第23号及び様式第24号も削除しています。第23条、24条については別様式で市として把握してあります。

第25条（学習指導案）については、毎日の指導案を提出することは現状不要であることから削除するものです。

なお、教育課程が適正に実施されているかどうかは「学習予定表」や時数管理等で学校は把握できています。

第34条（承認または許可を必要とする文書）については、押印廃止に伴うデータ化により、正・副2部提出の必要がなくなったことから削除しています。

また、様式第4号、様式第5号、様式第21号については、提出の様式が県様式であるため、市の規程からは削除するものです。

様式第12号、様式第13号については、県の押印の見直しに伴い、様式から印を削除するものです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

説明は終わりました。この件について御意見、御質問等ございませんか。

各委員

（意見、質問等なし）

教育長

では、議案第4号につきまして、御承認いただけますでしょうか。

各委員

（異議なし）

教育長

ありがとうございます。それでは、「議案第4号東近江市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は原案のとおり承認といたします。

続いて、「議案第5号東近江市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」担当課から説明をお願いします。

校務支援室長

学校教育課の松本です。「議案第5号東近江市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」説明します。

自治体情報システム標準化に伴い、要綱の様式等一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものです。

内容については、条文の改正はありませんので省略しています。

それでは、資料を御覧ください。一つ目の改正は申請書の元号の表記を削除します。これは、令和8年度から新小学1年生に令和の生年月日の対象者が含まれるためです。現行の申請書については、平成等の元号標記を記載していましたが、要綱に記載する必要がありませ

校務支援室長

るので削除します。

二つ目の改正は、様式第2号の認定通知書についてです。今年度2月から自治体情報システムが標準化されたことに伴い、これまでは自治体独自の様式を定めていましたが、今後は原則決められた様式を用いることになりましたので、改正(案)のとおり改正を行うものです。

また、現行様式では認定通知書の中段辺りにあります、個人情報等を記載する欄で、認定又是否認定(却下)についての表記を同じ様式で記載していましたが、改正後(案)のとおりに改正します。これは、認定者と否認定者では文書内容や中段辺りにある個人情報等記載する項目が異なるため、様式2号を認定者と否認定者それぞれに分けて通知することとします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

では、議案第5号につきまして、御承認いただけますでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

ありがとうございます。それでは、「議案第5号東近江市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり承認といたします。

次に、「議案第6号東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」担当課から説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課の片山です。それでは、「議案第6号東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」説明します。

社会教育法第9条の7第1項及び東近江市地域学校協働活動推進員要綱第4条の規定に基づき、推進員の委嘱をするものです。推進員は、地域学校協働活動の総合的な調整役で、学校と学校支援ボランティア等をつなぐことが主な役割となります。

令和8年度に委嘱する方々は、資料のとおりで、各学校長から推薦していただきました。

再任の方がほとんどですが、新規の方が3名おられます。

なお、要綱では、推進員の定数を原則、各学校1名としておりますが、五個荘小学校、蒲生東小学校、蒲生西小学校、蒲生北小学校については、2名体制で活動していただきます。また、小・中学校を兼ねていただく方が2名おられます。

協働活動推進員は、全員で33名、任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

説明は、以上です。御審議よろしく申し上げます。

教育長

説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。

各委員	(意見、質問等なし)
教育長	では、議案第6号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	<p>ありがとうございます。それでは、「議案第6号東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>続いて、「議案第7号東近江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>続きまして、「議案第7号東近江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。</p> <p>学校運営協議会とは、学校運営に保護者や地域の方々が参画し、学校と地域が協働して、「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みになり、コミュニティ・スクール実施校に設置されています。</p> <p>現在、東近江市では、小学校5校（五個荘小学校、蒲生北小学校、能登川北小学校、蒲生東小学校、能登川東小学校）と中学校2校（五個荘中学校、朝桜中学校）の計7校がコミュニティ・スクールとして取り組んでおり、令和8年度はここに蒲生西小学校が加わり、計8校となる予定です。</p> <p>このコミュニティ・スクールの運営をするに当たって、必要な事項を定めたものが「東近江市学校運営協議会規則」となります。</p> <p>この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第10項の規定に基づいて、必要な事項を定めています。</p> <p>現在、教育環境の改善を目指して、様々な対策が講じられていますが、この度、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」も一部改正されました。</p> <p>今までから「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、学校長は、学校運営に関して、基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないとなっています。今回の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正内容としては、校長が定める学校運営に関する基本的な方針に「教育職員の業務管理」と「健康確保措置」を示さなければならないと追記されました。</p> <p>従いまして、今回の法改正を受け、東近江市学校運営協議会規則第11条、委員が承認する学校の運営方針の中に「教育職員の業務量管理・健康確保措置に関する事項」を加える必要が生じたため、本議案を提出させていただきます。</p> <p>説明は、以上となります。</p> <p>御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)

教育長

では、議案第7号につきまして、御承認いただけますでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

ありがとうございます。それでは、「議案第7号東近江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。

続いて、「議案第8号東近江市立小中学校における働き方改革取組計画について」担当課から説明をお願いします。

学校教育課主幹

学校教育課の磯崎です。

私からは、「議案第8号東近江市立小中学校における働き方改革取組計画について」説明します。

東近江市教育委員会では、平成29年から県下に先がけて働き方改革の目標を掲げ、「教職員のワーク・ライフ・バランスの充実」を合言葉に、職場環境の改善に向けて各学校において積極的な取組を進めていただいているところです。

令和8年4月1日に施行される「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の中で、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表が義務化され、本計画をこれに位置づけ、本市の市立小中学校における働き方改革の推進に努めるため、「東近江市立小中学校における働き方改革取組計画」を定めたく、本議案を提出させていただきました。

本日は、取組計画を、概要版とともにお示しします。

この計画策定に際しましては、市教委内の会議を経て、2月には市内校長会から小・中代表の校長1名ずつ、教頭会から小・中代表の教頭1名ずつ、また事務職員からも代表1名に参加いただき会議を開催し、その後、3月定例校長会議並びに教頭会議の議題に挙げ、計画策定を進めて参りました。

県の方針及び計画については、3月の教育委員会で決定されると聞いています。なお、本計画内の県の数値等については、県の計画内容に準じており、本日の委員会での審議を経て、令和8年4月に、公表していきたいと考えています。

それでは、「概要版」に沿って簡単に説明させていただきます。

まず、上段にあります「子どもたちの未来を育むために ～学校の「新しい働き方」へ～は、この取組のキャッチフレーズになります。目指す姿については「子どもも教職員も笑顔あふれる学校」の実現となっており、県に準じています。

取組のロードマップにつきましては、取組計画に詳しく記載しておりますが、その中から、いくつかをピックアップしてあります。

取組期間は、令和8年度から11年度までの4年間となり、特に、取組計画2ページにも記載してありますが、「教員全体の超過勤務時間の月平均を30時間程度」を目標とし、令和11年度の達成を目指し、段階を踏んで取り組んでいきたいと考えています。ちなみに超過勤務時間の平均が月30時間程度とは、月20日出勤したとして、1日当たり1.5時間程度の超過勤務となります。このことを踏まえて、令和8年度には月平均40時間を目指し、最終退勤時刻を午後6時45分とします。令和9年度は、35時間・午後6時30分。令和10年度は

<p>学校教育課主幹</p>	<p>30 時間・午後 6 時 15 分。令和 11 年度からは、同じく 30 時間で午後 6 時を目指します。それに伴い、年度初めに保護者へ送付する文書「教職員の働き方改革に向けた取組への御理解と御協力について」で示す、時間外の通常の電話・来校については、原則最終時刻を令和 11 年度に午後 5 時とすることを目指し、令和 8 年度を 5 時 45 分、令和 9 年度を 5 時 30 分、令和 10 年度を 5 時 15 分とします。ただし、緊急を要する案件やその他時間を要する案件についての対応はこの限りではないことを示し、コドモン等も活用しながら臨機応変に対応していきたいと考えています。</p> <p>概要版・右側の業務整理につきましては、国、又は県に準じており、今後、慎重かつ丁寧に進めていきたいと思ひます。</p> <p>真ん中下寄りにあります、働き方改革の推進の 3 つの柱は、これまでから実施してきた、「東近江市の学校における働き方改革取組方針」をもとに、柱 1 「子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり」、柱 2 業務の削減・効率化（ゆとりを生むための工夫）、柱 3 働きやすさの確保（教職員の健康と活力を守る）に再分類しました。</p> <p>その中でも、柱 2 の中にあります、「2 教育課程の柔軟な編成及び見直し」につきましては、取組計画 6 ページにもありますとおり、教育課程の内容の精選、柔軟な時間割の編成、通知表（評価・評定）の 2 期制導入検討、学校行事の精選と重点化などを行い、時代の変化に合わせて、子供たちにとって本当に価値のある学びを再設計していきます。特に、「通知表（評価・評定）の 2 期制導入検討」につきましては、2 学期制の導入という意味ではなく、3 学期制を残したまままずは通知表を 2 期制にしてはどうかということを市教委も含め市全体として、令和 8 年度から検討していきたいと考えています。</p> <p>最後に一番下の段になりますが、この働き方改革は、決して教職員のためだけのものではなく、子供たちのためのものであることを示しました。私たちは、業務を【なくす】、【へらす】、【うつす】ことだけにとらわれず、子供たちとの関わりを【ふやす】という視点を、大切にしていければと思ひます。</p> <p>資料についての説明は以上となります。</p> <p>令和 8 年度以降は、管理職の先生方をはじめ、学校現場の皆様の声をしっかり取り入れられるよう働き方改革に係る会議を継続し、この「東近江市立小中学校における働き方改革取組計画」をもとに、学校と市教委が協力し、市全体として働き方改革を進めていきたいと考えています。</p> <p>私からは以上となります。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>今回の議案は、法律で義務化されたため明文化するということですね。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>法律の中で計画の策定及び公表が義務付けられたため議案として挙げていますが、以前の計画をより詳細に再設計したものです。</p>
<p>山本委員</p>	<p>計画に県に準ずるといふ文言がありますので、滋賀県下で概ね共通の内容という認識でよろしいか。</p>

学校教育課主幹	滋賀県が掲げているものと大きく変わりません。
山本委員	<p>取組の方向性の中に通知表の2期制導入の検討があります。ニュースで通知表がない学校もあると聞きました。皆さんの関心も高いと思います。先生に余裕がなければ教育はできないと思いますので、この計画を進めていただきたいと思います。</p> <p>また、早朝勤務の実態把握や負担となる古い伝統行事を精選して、先生が仕事をしやすいように変えていただきたいと思います。</p>
管理監（学校教育担当）	<p>今後、働き方改革の取組において、通知表の2期制は大きな効果があると考えます。1学期は期間が短く、評価内容が少ないため、その評定が子供の実態を表していない場合もあります。また、中学校の場合は、技術家庭科や美術等の評定は2期としています。このような状況から、2期制の検討を校長会議で伝えたところ、令和8年度から希望する学校もあり、働き方改革につながるのではないかと考えています。</p>
青地委員	<p>通知表が2期制になった場合、子供の状況が10月まで分からないとなれば、保護者の不安も予想されます。保護者がどのように感じるのかなども考えた上で、計画の概要版を配布するなど、丁寧な周知をしていただきたいと思います。</p>
学校教育課主幹	<p>市のホームページを通して、取組計画と概要版を公表する予定です。</p>
管理監（学校教育担当）	<p>保護者の不安への対応について、先行事例を参考にして、学期末に懇談等を行う等方法を研究していきたいと思います。</p>
教育長	<p>貴重な御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第8号につきまして、御承認いただけますでしょうか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
教育長	<p>ありがとうございます。それでは、「議案第8号東近江市立小中学校における働き方改革取組計画について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>続きまして、「3報告事項」に移ります。</p> <p>「福祉教育こども常任委員会報告について」教育部からお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課から2点報告をします。</p> <p>1点目は、東近江市立能登川東小学校と東近江市立能登川北小学校の通学区域変更の方針についてです。こちらは、令和8年2月25日に開催しました第2回教育委員会定例会において皆様に御審議いただいた内容を福祉教育こども常任委員会で報告いたしました。前回の説明内容と重複するためここでの説明は割愛します。</p>

教育総務課長

2点目は、市立能登川南小学校及び永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況について報告します。

資料の議会議決工事等進捗状況報告書（令和8年2月末現在）を御覧ください。

まずは、能登川南小学校大規模改修工事について報告します。

進捗率は、建築工事 99.8 パーセント、電気設備工事 98.3 パーセント、機械設備工事 98.7 パーセントとなっております。

現状につきましては、建築工事としてピロティ屋根掛け、各所フェンス設置及び門壁ほか塗装、電気設備工事として職員室の電話交換機更新、機械設備工事としてピロティの給排水衛生工事を行いました。

今後は、美装、書類整理、（指導課・完了）検査を予定しています。

2ページに工事写真を添付していますので、御確認ください。

続きまして、永源寺中学校大規模改修工事について報告します。

3ページを御覧ください。

進捗率は、建築工事及び電気設備工事 100 パーセント、機械設備工事 99.4 パーセント、解体外構工事 98.8 パーセントとなっております。

現状につきましては、建築工事として現場事務所撤去と完了検査、電気設備工事として完了検査、機械設備工事として書類作成、解体外構工事として駐輪場設置工事と駐車場舗装工事を行いました。

今後は、外構工事としての駐輪場撤去工事、バリカー設置工事のほか、書類作成、検査を予定しています。

4ページに工事写真を添付していますので、御確認ください。

報告は以上です。

教育長

この件について御意見、御質問等ございませんか。

各委員

（意見、質問等なし）

教育長

続いて、「令和7年度 東近江市教育委員会感謝状の贈呈について」担当課から説明をお願いします。

教育総務課長

令和7年度教育委員会感謝状の贈呈について、追加がありましたので報告します。

まずは、お手元の資料2枚目の東近江市教育委員会感謝状贈呈要綱を御覧ください。

教育委員会感謝状は、本要綱に基づき、教育分野において自主的かつ意欲的に無報酬でボランティア活動を行う個人又は団体を贈呈の対象としております。贈呈の基準は、ボランティア活動を年12回以上かつ10年以上継続して行っている個人、ボランティア活動をおおむね月1回以上かつ10年以上継続して行っている団体としており、関係各課（小中学校）から推薦をいただいております。

資料の1枚目に戻っていただき、令和7年度東近江市教育委員会感謝状贈呈者一覧（追加分）を御覧ください。

追加となるのは、個人1件であり、能登川西小学校から推薦がありました。

詳細につきましては一覧のとおりです。

教育総務課	<p>なお、感謝状及び記念品は、能登川西小学校から御本人にお渡しいただきます。 報告は以上です。 よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>この件について御意見、御質問等ございませんか。</p>
各委員	<p>(意見、質問等なし)</p>
教育長	<p>続きまして、「4各課報告」に移ります。 それでは、各課から報告をお願いします。</p>
各課報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究所だよりNo.273、274、275、276 (教育研究所) ● 報告事項 (生涯学習課) ● 報告事項 (図書館)
教育長	<p>各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>(意見、質問等なし)</p>
教育長	<p>以上で、全ての議案が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。</p>
神寄教育長職務代理者	<p>働き方改革の中で、最終退勤時刻等が短くなっていくことに対して、学校現場では良いと思われる先生が多いのでしょうか。</p>
管理監 (学校教育担当)	<p>教員の気持ちは様々です。業務終了後に子供たちのことなどについて雑談をして、気持ちを切り替えることもあるため、時間を区切って早く帰るように促すことが良いことだとは限りません。しかし、全国的な取組として、早く帰るべきという意識付けをするために、このような計画を策定します。勤務時間外に話がしたいなどの意見が出てくれば、どのように機会を作るか等、学校や教育委員会でも考えなければならないと思います。</p>
神寄教育長職務代理者	<p>部活動のことについて、終了時刻が決められている中で、準備が必要な部活動や大会等が間近なときに、生徒や顧問はもう少し練習がしたいという思いがあっても、練習を終了しなければならない状況だと聞いたことがあります。そのような状況を把握した上で決められた時刻なのでしょうか。</p>
管理監 (学校教育担当)	<p>現在、終了時刻は決まっていますが、大会前などは、計画を立てた上で活動時間の延長を教員内で提案し、学校が認めているのが現状です。今後も学校で柔軟に対応していく予定です。しかし、市全体できちんと規則として時刻を定めておくことは大切だと考えています。</p>
教育長	<p>最大の問題は、これまでの部活動の時間が教員の勤務時間を超えて設定されていたことで</p>

教育長

す。そこに外部指導員が入るなど様々な工夫をしていますが、十分に徹底できていないのが現状です。今後、議論をしながら教員が働きやすい環境を整えていくことが大切だと考えます。

それでは、次回ですが、第4回臨時会を4月1日(水)、赴任式終了後に「てんびんの里文化学習センター 多目的研修室」で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、第4回定例会は、4月22日(水)午前10時から、「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催しますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和8年第3回教育委員会定例会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議終了

午後0時10分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
